

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式（令和7年度）

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項 (備考)
ベッドサイドモニター一式	事務部 用度課 東京都大田区中央4-30-1	令和7年4月22日	日本光電工業株式会社 東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー6階	1,155,990	価格交渉により、税込160万円以下となったことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号の「契約にかかる予定価格が少額である場合」に該当するため	
聴覚検査機及び聴覚検査室	事務部 用度課 東京都大田区中央4-30-1	令和7年6月10日	東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢5-2-1	1,726,340	健診センター改修に伴い迅速な対応が当該業者以外に難しいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない」に該当するため	
電動油圧式手術台二式	事務部 用度課 東京都大田区中央4-30-1	令和7年7月11日	東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢5-2-1	7,920,000	他社製品の検討が難しく、当該業者以外対応が出来ないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない」に該当するため。	
ブラストチラー	事務部 用度課 東京都大田区中央4-30-1	令和7年7月29日	フクシマガリレイ株式会社 東京都中央区日本橋馬喰町2-1-3 芳文社浅草橋ビル3F	1,980,000	急ぎ整備が必要であり、他社製品の検討が難しく、当該業者以外対応が出来ないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない」に該当するため。	